

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和 2 月 7 月 27 日
担 当 部 課	都市建設部 住宅課
担 当 者	布施、松井、石井
連絡先電話番号	077-587-6322 (2300)

野洲市内の特定空家（美和コーポB棟）行政代執行費用の請求について

1. 経過

空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等に認定した空家（美和コーポB棟）について、令和 2 年 1 月 25 日に行政代執行開始宣言を行い、解体工事を進めてきました。

令和 2 年 6 月 30 日に工事は終了し、令和 2 年 7 月 18 日に終了宣言を行いました。

2. 請求費用

所有者に請求する費用は、代執行に要した費用（行政代執行法第 5 条）なので、解体工事に係る設計、監理、工事及び土地の借上料の合計を請求します。

●行政代執行に要した費用	118,132,460 円
内訳 ①解体工事設計業務委託料	3,601,800 円
②解体工事監理業務委託料	2,145,000 円
③解体工事請負費	111,659,900 円
④工事関係土地借上料	725,760 円

所有者へ請求する費用（1 人当たり）13,125,828 円

※実際に要した費用を所有者の数（9 人）で除した際の余り（小数点以下切り捨て分）については市の負担とします。

※代執行に要した費用（概算）については、令和 2 年 7 月 1 日に所有者へ予め連絡しています。

3. 今後の予定

7月31日 所有者9人に対する費用の請求（8月20日期限）

8月28日 未納者に対して督促状の送付（9月18日期限）

※督促の期限後、未納分については、野洲市債権管理条例に基づき、納税推進課において対応します。

4. その他

費用の請求について、所有者9人のうち所在が判明している8人については、納付命令書にて請求を行います。所在が判明していない1人については、今後、債権回収の方法について検討を進めていきます。